第

2715

 $\frac{\mathbf{K} \, \mathbf{E} \, \mathbf{I} \, \mathbf{I}}{\mathbf{J} - \mathbf{J} \, \mathbf{J}}$

リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2005年)平成17年 2月 4日 金曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 **FPシミコレーション** 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

△ フリーターに対する源泉徴収

A:雇用期間が2ヶ月以内の場合は日額表 丙欄、それ以外は月額表を使って源泉徴収税 額を求めます。

【解説】

税法では、フリーターに対する給与だから といって、特別な取扱いをしていません。雇 用形態はさまざまかもわかりませんが、その 受取る賃金は給与所得であり、正社員の給与 所得と同じ取扱いをします。

したがって、フリーターに賃金を支給する 場合には、その支給形態に応じて、月給払い なら月額表を、日払いなら日額表を適用し、

「給与所得者の扶養控除等申告書」の提出が あるときは甲欄を、提出がないときは乙欄を 適用して源泉徴収をすることになります。

- ① 月額表を適用する給与
 - ・ 通常の月給
 - 日給月給
 - ・ 10日ごとや半月ごとに支払う給与
- ② 日額表を適用する給与
 - ・ 通常の日給(ただし、雇用期間が2ヶ月以内の場合は、日額表の丙欄を適用することもできます)
 - 调給
 - 2日ごととか5日ごとなどのように支払 う給与
 - 中途入社又は中途退社した月給者に日割計算で支払う給与







